

「改善を要する事項がみられた事業」とその対応について

以下の事業について、会計検査院から「改善を要する事項がみられた事業」とされた。

1 23年度に「改善を要する事項がみられた事業」とその対応

事業名	事業実施計画	改善を要する事項	対応
肉骨粉適正処分事業 (（社）日本畜産副産物協会)	肉骨粉等の適正処分の推進を図るため、継続的に肉骨粉等を製造している肉骨粉等処分事業者、肉骨粉等原料のレンタル処理及びこれにより製造された肉骨粉等の適正な処分に必要な経費を補助する。	肉骨粉の焼却に要する経費のうち輸送費について、輸送業者の請求書に算定した額が過大であり、補助金が過大に交付されていた事例が見受けられた。	指摘のあった補助金を返還させるとともに、事業の適正な実施を確保するよう、事業実施主体である（社）日本畜産副産物協会を指導した。

2 22年度の「改善を要する事項がみられた事業」と23年度における対応

事業名	事業実施計画	改善を要する事項	平成23年度における対応
肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業他 (（社）全国肉用牛振興基金協会、都道府県団体)	地域の繁殖基盤の強化を図るため、担い手として計画的に繁殖雌牛を増頭した生産者に、奨励金を交付する。	間接補助事業者である家畜生産集団において、生産者に交付すべき奨励金等を支払わず、同集団の口座で管理し、活動経費として使用するなど、不適切な運用が行われていた。	間接補助事業を直接補助事業に改め、都道府県団体が直接、生産者に奨励金を交付することとした。